



栃木県公報

令和3(2021)年
7月30日(金)
号 外
第 42 号

目 次

規 則

- 森林組合法施行細則の一部改正..... 1
- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正..... 5
- 栃木県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部改正..... 6
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正..... 7

規 則

栃木県規則第三十九号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和三年七月三十日

栃木県知事 福田 富一

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十二年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(申請書等の様式及び部数)				(申請書等の様式及び部数)			
第二条 法の規定により、知事に提出する申請書等並びにその様式及び提出部数は、次の表の事項の欄の事項について、それぞれ当該申請書等の欄、様式の欄及び提出部数の欄に定めるとおりとする。				第二条 法の規定により、知事に提出する申請書等並びにその様式及び提出部数は、次の表の事項の欄の事項について、それぞれ当該申請書等の欄、様式の欄及び提出部数の欄に定めるとおりとする。			
事 項	申請書等	様 式	提出部数	事 項	申請書等	様 式	提出部数
一〇二の二 略				一〇二の二 略			
三 法第八十四条第二項の規定による合併の認可申請	略	略	略	三 法第八十四条第二項の規定による合併の認可申請	略	略	略
三の二 法第八十条の三第三項の規定による吸収分割の認可申請	吸収分割認可申請書	別記様式第三号の二	三	三の二 法第八十条の三第三項の規定による吸収分割の認可申請	略	略	略
三の三 法第九八条	新設分割認可申請書	別記様式第三号の二	三	三の三 法第九八条	略	略	略

条の十三第二項 の規定による新 設分割の認可申 請	可申請書	式第三 号の三
四十八 略		

2 前項の表一の項から三の項まで、四の項及び十八の項の規定は、生産森林組合及び森林組合連合会について、同表三の二の項、五の項及び九の項から十四の項までの規定は森林組合連合会についてそれぞれ準用する。

第七条 削除

(決議又は選挙若しくは当選の取消請求)

第十条 組合員又は会員は、法第一百五十五条第一項の規定により組合の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、決議(選挙又は当選)取消請求書(別記様式第二十七号)を知事に提出しなければならない。

四十八 略			

2 前項の表一の項から四の項及び十八の項の規定は、生産森林組合及び森林組合連合会について、同表五の項及び九の項から十四の項までの規定は森林組合連合会についてそれぞれ準用する。

(専用契約の届出)

第七条 森林組合又は森林組合連合会は、法第三十条第一項(法第九十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により専用契約を締結したときは、森林組合(森林組合連合会)専用契約届(別記様式第二十四号)を知事に提出しなければならない。

(議決又は選挙若しくは当選の取消請求)

第十条 組合員又は会員は、法第一百五十五条第一項の規定により組合の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、議決(選挙又は当選)取消請求書(別記様式第二十七号)を知事に提出しなければならない。

別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

別記様式第3号の2 (第2条関係)

吸収分割認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

吸収分割承継組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

吸収分割組合等 住 所
名 称
代表理事氏名

森林組合法第88条の3第2項の規定により、 森林組合と 森林組合との吸収分割をしたいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 総会（総代会）議事録謄本
- 3 吸収分割契約書の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第88条の5第1項において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続をしたことを証する書類
- 6 総代会において吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- 8 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 吸収分割経過報告書
- 10 施行規則第99条の2に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 11 その他知事が必要と認める書類

別記様式第3号の3 (第2条関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

設立委員 住 所
代表者氏名

森林組合法第108条の13第2項の規定により、新たに 森林組合連合会を設立したいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 新設分割設立連合会の住所及び名称
- 2 新設分割組合等の住所及び名称

関係書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 総会（総代会）議事録謄本
- 3 新設分割計画書
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- 5 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続をしたことを証する書類
- 6 総代会において新設分割を決議した森林組合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- 8 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 9 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録謄本
- 10 新設分割経過報告書
- 11 施行規則第99条の4に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他知事が必要と認める書類

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号 三添

別記様式第二十七号中「**懸注**」を「**注**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第四十号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(償還期間等)</p> <p>第三条 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>六 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する資金 <u>十二年以内</u></p> <p>七〜十 略</p> <p>2 貸付金の据置期間は、<u>三年以内とする</u>。ただし、前項第一号、第五号、第七号及び第十号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は、五年以内とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和四年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。）についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは「<u>十三年</u>」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「<u>十五年</u>」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「<u>十八年</u>」と、同項第</p>	<p>(償還期間等)</p> <p>第三条 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜五 略</p> <p>六〜九 略</p> <p>2 貸付金の据置期間は、<u>三年以内とする</u>。ただし、前項第一号、第五号、第六号及び第九号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は、五年以内とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和四年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。）についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「十年」とあるのは「<u>十三年</u>」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「<u>十五年</u>」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「<u>十八年</u>」と、同項第</p>

七号から第十号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるのは「六年」と、「第五号、第七号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第七号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 略

六号から第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるのは「六年」と、「第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第四十一号

栃木県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成十二年栃木県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 3 略</p> <p>4 令和三年度から令和五年度までの計画期間における貸付金は、政令附則第二条の二第一項の規定により当該貸付金の償還期限が令和十一年度の末日まで延長された市町村については、第九条第一項の規定にかかわらず、当該計画期間における貸付金の総額を六で除して得た金額を、令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。当該六で除して得た金額に一円未満の端数が生じた場合の当該端数に係る償還金の償還については、知事が別に定める。</p> <p>5 令和三年度から令和五年度までの計画期間における貸付金は、政令附則第二条の二第二項の規定により当該貸付金の償還期限が令和十四年度の末日まで延長された市町村については、第九条第一項の規定にかかわらず、当該計画期間における貸付金の総額を九で除して得た金額を、令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。当該九で除して得た金額に一円未満の端数が生じた場合の当該端数に係る償還金の償還については、知事が別に定める。</p> <p>(令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例)</p> <p>6 令和六年度から令和八年度までの計画期間にお</p>	<p>1 3 略</p> <p>附 則</p>

ける貸付金は、政令附則第二条の三第一項の規定により当該貸付金の償還期限が令和十四年度の末日まで延長された市町村については、第九条第一項の規定にかかわらず、当該計画期間における貸付金の総額を六で除して得た金額を、令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。当該六で除して得た金額に一円未満の端数が生じた場合の当該端数に係る償還金の償還については、知事が別に定める。

7 | 令和六年度から令和八年度までの計画期間における貸付金は、政令附則第二条の三第二項の規定により当該貸付金の償還期限が令和十七年度の末日まで延長された市町村については、第九条第一項の規定にかかわらず、当該計画期間における貸付金の総額を九で除して得た金額を、令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。当該九で除して得た金額に一円未満の端数が生じた場合の当該端数に係る償還金の償還については、知事が別に定める。

8 | 略

4 | 略

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

栃木県知事 福田 富一

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成十六年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(薬局等の管理者の兼務の許可)</p> <p>第二条 法第七条第四項ただし書(法第十七条第八項、第二十三条の二の十四第十三項又は第六十八条の十六第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(薬局等の管理者の兼務の許可)</p> <p>第二条 法第七条第三項ただし書(法第十七条第四項、第二十三条の二の十四第六項又は第六十八条の十六第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(受験の申請)</p> <p>第八条の三 省令第五百五十九条の五の申請書</p>	<p>(受験の申請)</p> <p>第八条の三 省令第五百五十九条の五第一項の申請書</p>

は、登録販売者試験受験願書（別記様式第六号の三）によるものとする。

（薬局開設許可証等の返納）

第十二条 政令第二条の四第三項、第二条の五、政令第六条第五項及び第六項において読み替えて適用される同条第四項、政令第七条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項、政令第十三条第五項及び第六項において読み替えて適用される同条第四項、政令第十四条第二項及び第三項において読み替えて適用される同条第一項、政令第三十七条の三第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第三十七条の四第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第四十三条の五第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第四十三条の六第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第四十六条第三項並びに第四十七条の規定による許可証の返納、政令第二条の九第三項の規定による認定証の返納又は政令第十六条の五第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第十六条の六第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第三十七条の十第五項において読み替えて適用される同条第四項（政令第五十五条において準用する場合を含む。）及び政令第三十七条の十一第二項において読み替えて適用される同条第一項（政令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納は、薬局開設許可証等返納届（別記様式第十号）を提出して行わなければならない。ただし、法第十条第一項（法第三十八条第一項若しくは第二項、第四十条第一項又は第四十条の七において準用する場合を含む。）、第十九条第一項若しくは第二項、第二十三条の二の十六第二項若しくは同条第二項（法第四十条の三において準用する場合を含む。）又は第二十三条の三十六第一項の規定による廃止の届出の際に許可証又は登録証を提出した場合は、この限りでない。

（書類の経由）

第十三条 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類及び知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、所轄保健所又は保健所支所の長（宇都宮市にあつては、宇都宮市長）を經由しなければならない。ただし、次に掲げる書類については、この限りでない。

- 一 略
- 二 法第十三条の二の二第二項の登録に関する書類
- 三 九 略

は、登録販売者試験受験願書（別記様式第六号の三）によるものとする。

（薬局開設許可証等の返納）

第十二条 政令第一条の六第三項、第一条の七、政令第六条第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第七条第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第十三条第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第十四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第三十七条の三第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第三十七条の四第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第四十三条の五第五項において読み替えて適用される同条第四項、政令第四十三条の六第二項において読み替えて適用される同条第一項、政令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による許可証の返納又は

政令第三十七条の十第五項において読み替えて適用される同条第四項（政令第五十五条において準用する場合を含む。）及び政令第三十七条の十一第二項において読み替えて適用される同条第一項（政令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納は、薬局開設許可証等返納届（別記様式第十号）を提出して行わなければならない。ただし、法第十条第一項（法第三十八条第一項若しくは第二項、第四十条第一項又は第四十条の七において準用する場合を含む。）、第十九条第一項若しくは第二項、第二十三条の二の十六第二項若しくは同条第二項（法第四十条の三において準用する場合を含む。）又は第二十三条の三十六第一項の規定による廃止の届出の際に許可証又は登録証を提出した場合は、この限りでない。

（書類の経由）

第十三条 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類及び知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、所轄保健所又は保健所支所の長（宇都宮市にあつては、宇都宮市長）を經由しなければならない。ただし、次に掲げる書類については、この限りでない。

- 一 略
- 二 八 略

別記様式第1号及び別記様式第11号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」及び「第17条第4項」を「第17条第8項」並びに「第23条の2の14第6項」を「第23条の2の14第13項」並びに「第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書・第35条第4項ただし書」に改める。

別記様式第4号中の「第159条の5第1項」を「第159条の5」に改める。

別記様式第10号中「(医薬品)」を「(地域連携薬局等・医薬品)」並びに「(の許可証)の登録証)」を「(の許可証(認定証・登録証))」に

許可(登録)の番号	を	許可(認定・登録)の番号	並びに	「(登録証)
許可(登録)の年月日	を	許可(認定・登録)の年月日	並びに	「(登録証)

を「(認定証・登録証)」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(事務課)